

吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託候補者 選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託について、公募型プロポーザル方式により委託候補者を厳正かつ公平に選定するため、審査及び選定の手順その他必要な事項を定めるものとする。

(選定の方法)

第2条 委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行い、吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき行うものとする。

(参加資格)

第3条 本プロポーザルに参加できる者は、実施要領に定める参加資格要件を全て満たす者とする。

(審査体制)

第4条 一次審査は、吉野ヶ里町教育委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

2 二次審査並びに最終順位及び委託候補者の決定は、吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(審査及び選定の手順)

第5条 審査及び選定の手順は、次のとおりとする。

- (1) 参加資格確認 事務局は、参加表明書等により、実施要領に定める参加資格要件への適合を確認する。
- (2) 一次審査 事務局は、参加資格を有する者について、審査基準に基づき参加表明書等を評価する。参加資格を有する者が6者以上の場合は、評価点の高い者から5者程度を二次審査対象者として選定する。5者以下の場合は、一次審査を行った上で当該全者を二次審査対象者とする。
- (3) 一次審査結果の確認 事務局は、評価項目ごとの採点結果及び二次審査対象者の選定結果を記録し、委員会に報告する。委員会は、二次審査を開始する前に当該報告を確認する。
- (4) 二次審査 委員会は、二次審査対象者について、技術提案書、参考見積書並びにプレゼンテーション及びヒアリングを審査基準に基づき評価す

る。

(5) 順位及び候補者の決定 委員会は、審査基準に基づき選定評価点及び順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者（委託候補者）とし、第二位の者を次点者とする。

(6) 町長への報告 委員長は、選定結果を町長に報告する。

(審査記録)

第6条 事務局は、参加資格確認、一次審査及び二次審査の経過並びに評価結果を記録し、保管するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定手続きに必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月23日から施行する。